

豊川市水道事業承認工事に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市水道事業の給水区域において、開発行為等、事業所、寮、アパート等の建設を行う者及び市街化調整区域において新規に給水を計画し、または既設給水需要の増加を計画する者（以下「開発行為者等」という。）が、自ら豊川市水道事業の配水施設と接続するための水道施設を設計及び施工する場合の当該水道施設の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可を受けた開発行為をいう。
- (2) 水道施設 公道又は開発区域内の計画道路に埋設する配水管及び当該配水管に付属する弁栓類をいう。
- (3) 市街化調整区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化を抑制すべき区域をいう。

(布設要件)

第3条 配水管の布設は、既設給水区域の水圧低下等を生じさせない口径とし、すべて50ミリメートル以上としなければならない。

(事前協議)

第4条 開発行為者等は、その実施する行為における水道施設について、別に定める書類を添えて、あらかじめ水道施設事前協議（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出した上で協議しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 前項の場合において、市長は水道施設整備の可否、設計条件、消

火栓設置等協議した事項について適当と認めたときは、開発行為者等に水道施設事前協議承認書（様式第2号）を交付するものとする。

- 3 開発行為者等は、市長と協議した事項を承諾したときは、水道施設事前協議承諾書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（実施設計）

第5条 実施設計は、水道施設設計指針、豊川市水道事業設計基準、豊川市水道事業工事標準仕様書等に基づくものとする。

- 2 開発行為者等は、事前協議事項を承諾した後、配水管の口径、管種、布設位置等設計条件その他の実施設計の内容について、別に定める書類を添えて水道施設実施設計審査（変更）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 3 前項の場合において、市長は、当該実施設計の内容について速やかに審査し、適当と認めたときは、開発行為者等に水道施設実施設計審査承認書（様式第5号）及び工事担当者指定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

- 4 開発行為者等は、前項の規定による市長の承認を得た後でなければ水道施設工事に着手できないものとする。

（消火栓）

第6条 開発行為者等は、消火栓の設置の有無、設置する場合の位置等について消防関係部署と協議し、その合意に基づき水道施設の実施設計を行うものとする。

（工事の施工）

第7条 開発行為者等は、水道施設の施工を行う者を、豊川市指定給水装置工事事業者のうち、豊川市水道事業発注の水道施設工事（上水道管布設工事）を施工した実績を有する者で、水道施設工事の豊川市入札参加資格者として登録されているものから選定しなければ

ならない。

2 前項の規定により選定された者（以下「施工業者」という。）は、水道施設工事の施工について、豊川市水道工事標準仕様書等を遵守して行うものとする。また、当該施工に当たり疑義が生じた場合は工事担当者と協議し、合意の上で行うものとする。

（工事担当者）

第8条 前条第2項に規定する工事担当者の職務は次のとおりとする。

(1) 申込書の適正な履行のための施工業者（現場代理人）に対する必要な指示、承諾、確認又は協議に関すること。

(2) 申込書に基づく承認工事実施のための、施工業者が作成した図書の承認に関すること。

(3) 申込書に基づく立会、工事等の実施状況の検査並びに使用材料の試験又は検査に関すること。

(4) 工事等の内容変更、一時中止、又は打切りに関すること。

(5) 完了検査に必要な資料等に関すること。

（使用材料）

第9条 水道施設に使用する材料は、あらかじめ市長が承認しているものでなければならない。ただし、市長が承認していない特別な材料を使用する場合はあらかじめ市長と協議しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者）

第10条 施工業者は、水道施設工事の施工に当たり現場代理人及び主任技術者を設置しその氏名その他必要な事項を施工計画書に明記するものとする。

2 前項に規定する現場代理人、主任技術者は、当該施工業者の従業員から選任するものとする。

（完了検査）

第 1 1 条 開発行為者等は、水道施設工事が完了したときは、別に定める書類を添えて、速やかに完了検査申請書（様式第 7 号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、検査員を指名し、開発行為者等及び施工業者立会いの上、14 日以内に完了検査を行うものとする。

3 市長は、前項の完了検査により合格したと認めたときは完了検査済証（様式第 8 号）を開発業者等及び施工業者に交付する。

（寄付）

第 1 2 条 開発行為者等は、前条第 3 項の規定による通知を受けたときは、別に定める書類を添えて、速やかに寄付申出書（様式第 9 号）により管理者に寄付の申し出をするものとする。

2 市長は、前項の申し出を適当と認めたときは、開発行為者等に寄付受理通知書（様式第 1 0 号）を交付するものとする。

（費用負担）

第 1 3 条 当該開発行為等における設計審査、工事監督、工事検査等に要する費用は徴収しないものとする。

（瑕疵）

第 1 4 条 開発行為者等は、第 1 1 条第 2 項に規定する寄付受理通知書の交付を受けた後に、開発行為者等又は施工業者の責めに帰すべき事由による瑕疵が明らかになったときは、当該瑕疵に係る補修を行う責務を有する。

（その他）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

水道施設事前協議（変更）申請書

豊川市長 殿

申請者 住所
 （開発行為者） 氏名又は名称
 代表者氏名
 電話番号

開発行為等に伴う水道施設整備について次のとおり事前協議を申請します。

1. 場 所

2. 工事予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 事前協議事項

水道施設整備の可否	可能・不可能
消火栓の有無	市消防署と協議中 又は消防の要望 箇所・ 無
水道工事設計者 住所 氏名	
水道工事施工業者 住所 氏名	
添付書類	位置図 公図 水道施設設計図面（平面図・詳細図他） 使用材料内訳表、工事数量表 計画配水管口径算出根拠 その他必要となる書類
その他	
受付日 年 月 日	事前協議番号 第 号
受付担当者 職・氏名	

第 年 月 日
号

水道施設事前協議承認書

様

豊川市水道事業
豊川市長 氏 名 印

年 月 日付で協議のあった水道施設事前協議申請書については、下記の条件を付して施工を承認します。

記

1. 工事は事前協議申請書どおりに豊川市水道事業工事標準仕様書に準じて施工すること。
2. 施工方法等については、事前に工事担当者と打ち合わせをすること。
3. 配管材料は、工事担当者と十分協議したものを使用すること。
4. 他の既設埋設物を調査し、破損事故の無いよう関係機関の立会い等により位置を確認し、細心の注意を払って施工にあたること。
5. 通水作業等において濁水等発生した場合は、工事担当者の指示に従い施工業者にて責任を持って対処すること。
6. 当該工事にて布設する配水管施設は、完了検査合格後無償で豊川市長へ寄付すること。

工事名等については下記のとおりとします。

- | | |
|------------|---------|
| 1. 工 事 名 | 配水管新設工事 |
| 2. 工 事 場 所 | 豊川市 地内 |

様式第3号

年 月 日

水道施設事前協議承諾書

豊川市長 殿

申請者 住所
(開発行為者) 氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日、付け 第 号で回答のあった水道施設事前協議
承認書の条件はすべて承諾します。

水道施設実施設計審査（変更）申請書

豊川市長 殿

申請者住所
 （開発行為者） 氏名又は名称
 代表者氏名
 電話番号
 設計者住所
 氏名又は名称
 代表者氏名
 電話番号

開発行為等に伴う水道施設整備について次のとおり実施設計審査を申請します。

1. 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

2. 実施設計審査事項

工事名	配水管新設工事	
工事場所	豊川市	地内
消火栓の有無	有・無	基
設計概要	・口径_____mm ・管種_____・延長_____m ・口径_____mm ・管種_____・延長_____m ・口径_____mm ・管種_____・延長_____m ・バルブ 口径50mm_____箇所 ・仕切弁 口径_____mm_____箇所 ・仕切弁 口径_____mm_____箇所	
委 任 状		
上記水道施設整備の工事の施工に関することを下記の施工業者に委任します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>		
委任者		
施工業者	事業者名 代表者氏名	
添付書類	1.位置図、 2.配水管施工図（平面図・詳細図） 3.使用材料内訳書、工事数量表 4.開発行為等許可証（写）又は 建築確認済証 5.給水装置工事申込書（写） 6.誓約書 7.公図 8.施工計画書 9.その他撤去図等	

第 年 月 日
年 月 日

水道施設実施設計審査承認書

様

豊川市水道事業
豊川市長 氏 名 印

年 月 日付で受付けた水道施設実施設計審査申請書に基づく設計審査については、下記の条件を付して施工を承認します。

記

1. 工事は水道施設事前協議承認書の条件を遵守し施工すること。
2. 道路使用許可申請及び各種占用関係図書を提出し、許可を得ること。
3. 週間工程表及び断水計画書をもって、工事担当者と事前に協議打合せすること。
4. 非金属管については、ロケーティングワイヤーを布設すること。

第 号

年 月 日

工事担当者指定通知書

様

豊川市水道事業
豊川市長 氏 名 印

年 月 日付けをもって承認した次の工事について、下記のとおり
工事担当者を通知します。

- 1 工事名 配水管新設工事
- 2 工事場所 豊川市 地内
- 3 工事担当職員

様式第7号

完了検査申請書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 住所

氏名

次のとおり完了検査を申請します。

工 事 名	配水管新設工事
工 事 場 所	豊川市 地内
施 工 業 者	
完 了 年 月 日	年 月 日

様式第8号

完了検査済証

第 号

年 月 日

様

豊川市水道事業
豊川市長 氏 名 印

年 月 日に実施しました完了検査の結果は、次のとおりです。

工 事 名	配水管新設工事
工 事 場 所	豊川市 地内
検 査 結 果	

寄 付 申 出 書

年 月 日

豊川市長 殿

住 所

氏 名

下記を水道施設として寄付します。

- | | | | |
|---|-------------|-------------|------------|
| 1 | 場所 | 豊川市 | 地内 |
| 2 | 工事名 | 配水管新設工事 | |
| 3 | 位置図 | 別添 | |
| 4 | 水道施設の内容 | 下記のとおり | |
| | 配水管 | L = | m |
| | (内訳) | | |
| | D I P - G X | 口径_____mm | L = _____m |
| | D I P - N S | 口径_____mm | L = _____m |
| | D I P - K | 口径_____mm | L = _____m |
| | H P P E | 口径_____mm | L = _____m |
| | H I V P | 口径_____mm | L = _____m |
| | P E | 口径_____mm | L = _____m |
| | 仕切弁 | 口径_____mm | _____基 |
| | バルブ | 口径_____50mm | _____基 |
| | 消火栓 | 口径_____75mm | _____基 |
| 5 | その他 | 竣工図 | |

寄付受理通知書

第 号

年 月 日

様

豊川市水道事業
豊川市長 氏 名 印

下記のとおり寄付を受理しました。

1 施設の場所

豊川市 地内

2 工事名

配水管新設工事

3 寄付の内容

配水管 L = m

誓 約 書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 住所

氏名

- 1 承認工事の施工に起因して事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、市長に届け出てその指示に従います。
- 2 承認工事の施工により道路及び道路の付属物を損傷した場合は、市長に届け出てその指示を受け、当方の負担にて原形復旧します。
- 3 承認工事により布設した配水管は、工事完了後速やかに完了届及び寄付申出書を提出し完了検査終了後、寄付受理通知書の受理と同時に市へ寄附します。
- 4 市へ寄付後、配水管は市有施設のため、当該管からの分岐給水、当該管の延長について一切異議を申しません。
- 5 市へ寄付した日から 1 年間は、当該配水管について天災地変による事故発生以外の漏水、道路の沈下、亀裂等が生じた場合は、当方の責任において早急に修繕及び補修します。

完了検査員通知書

(職氏名)

技師

1 工事名 配水管新設工事

2 工事場所 豊川市 地内

上記工事の完了の検査職員を命ずる。

年 月 日

豊川市水道事業
豊川市長 氏 名

完了検査調書

年 月 日

豊川市長 殿

検査職員
職氏名

年 月 日に実施しました完了検査の結果は、次のとおりです。

工 事 名	配水管新設工事
工 事 場 所	豊川市 地内
検 査 結 果	合 格
工 事 担 当 職 員	